

## 庄原市高齢者世帯等雪下ろし・生活道除雪支援補助金交付事業

高齢者等が降雪期に安心して生活できるよう、要件に該当する人に雪下ろし・生活道除雪支援補助金を交付します。

### ■対象者

市内に住所を有し、現に居住している75歳以上の人のみで構成する市民税非課税世帯に属する人

前記の条件を満たしている世帯で、次のいずれかに該当する人が同居している場合も対象

- ① 1級～4級の身体障害者手帳所持者
- ② ①～④の療育手帳所持者
- ③ 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ④ 15歳未満の人
- ⑤ 要介護認定を受けた人
- ⑥ 要支援認定を受けた人

### ■対象となる作業

- ① 雪下ろし 屋根からの雪下ろし、下ろした雪・落ちた雪の除去
- ② 生活道除雪 15cm以上の積雪がある場合における、住宅から公道までの日常で利用している生活道（農道・里道を除く）の除雪

※現に居住している住宅のみ対象

※親族（三親等以内の血族または姻族）に依頼した経費は対象外

### ■支援内容

対象作業に要した経費の3分の1以内の額（千円未満は切り捨て）

※同一年度内の助成金の上限は、同一の世帯につき37,000円

## ■申請手続き

業者などに依頼した雪下ろし作業・生活道除雪作業が完了した後、つぎの書類を添えて、高齢者福祉課又は各支所地域振興室へ提出してください。

- ① 交付申請書
- ② 実施状況報告書
- ③ 領収書の写し（作業年月日・作業内容の内訳明記）
- ④ 作業前・作業後の写真

申請書は、下記お問い合わせ先へ設置してあります。

（ホームページからダウンロードすることもできます。）

※郵送での申請も可能です。

## ■申請上の注意

- ① 交付決定通知後、請求書を提出してください。指定の口座に振り込みます。
- ② 雪下ろし作業と生活道除雪作業にかかった補助金をまとめて申請することができます。

### お問い合わせ先

健康福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉係 電話 0824-73-1143 FAX 0824-75-0245

メール [kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp](mailto:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp)

西城支所 地域振興室 保健福祉係（しあわせ館） 電話 0824-82-2202

東城支所 地域振興室 保健福祉係 電話 08477-2-5131

口和支所 地域振興室 市民生活係 電話 0824-87-2112

高野支所 地域振興室 市民生活係 電話 0824-86-2115

比和支所 地域振興室 市民生活係 電話 0824-85-3001

総領支所 地域振興室 市民生活係 電話 0824-88-3063